

呉市次期ごみ処理施設整備事業に係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

1 基本的事項

- (1) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、調査・予測・評価の結果を可能な限り定量的に示すこと。また、環境保全措置の内容を具体的に記載すること等により、市民にとってわかりやすい内容にすること。
- (2) 最新の事業計画や地域概況の更新等、環境影響評価方法書及びその要約書に記載がある内容の変更については、環境影響評価準備書以降の図書において変更・追記すること。
- (3) 環境影響評価準備書の作成にあたっては、公害防止（騒音・振動及び悪臭の自主基準値）、余熱利用、残渣処理及び造成について、より具体的な内容とすること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

- 排出ガスについて、周辺事業場からの排出ガス等による影響を考慮した上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。
- 施設の建設における資材等の運搬や施設稼働時における廃棄物搬出入に伴う車両から排出される排ガスや粉じんについて、周辺環境に配慮し、低減対策を検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(2) 騒音・振動

施設の建設における資材等の運搬に伴う道路交通騒音及び振動について、搬入主要道路においては、走行車両等の増加による影響を可能な限り回避・低減するよう検討し、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(3) 悪臭

近隣市町の設定している臭気指数の自主基準値を考慮しつつ、悪臭防止設備の具体を明らかにするとともに、悪臭の一層の低減に努めること。

(4) 土壌汚染

施設の稼働に伴う排ガスに含まれるダイオキシン類の発生を可能な限り回避・低減するよう検討し、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(5) 景観

事業計画地は、呉市景観計画区域に該当することに留意し、予測にあたっては、工作物の構造、色彩や植樹等の複数の環境保全措置を比較検討しながら行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

計画施設近隣の虹村公園や広公園へのアクセスルートが資材運搬車両等の走行ルートと重複すると想定されることに留意すること。

(7) 廃棄物等

工事中及び施設稼働時において発生する廃棄物について、種類ごとの発生量を把握し、発生量の抑制及びリサイクル等の再利用を検討し、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(8) 温室効果ガス等

○施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガスについては、「呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を踏まえ、長期的な温室効果ガスの削減を検討すること。

○予測にあたっては、発電、廃熱回収などの複数の環境保全措置を比較検討し、温室効果ガス排出量の間接的な削減効果についても評価すること。